

加工食品共通 CFP 算定ガイド

農林水産省

大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ

大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・国際グループ

2025年3月

(2026年3月 改定)

はじめに

食料システム全体での脱炭素化の実践と、その「見える化」を進めるため、官民の協議体である「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」の下に「温室効果ガスの見える化作業部会」が設置され、必要な取組について議論されてきました。

この作業部会では、食品関連事業者等が任意で製品のカーボンフットプリント（以下 CFP）を算定する際に参照できる業界の自主算定ルールの方角性が提案されました。これを踏まえ、同作業部会の食品関連事業者等が中心となって、加工食品共通の CFP 算定ガイド案が提案されました。

この案を基に、実際の製品にあてはめた実証を行い、妥当性の確認を行うとともに、その考察を踏まえて、2025 年 3 月、本ガイドを策定しました。

さらに、本ガイド等を参照しながら自社製品の CFP の算定を行う食品事業者の算定支援を実施し、その結果を踏まえ、本ガイドを改定しました。

2026 年 3 月

農林水産省
みどりの食料システム戦略グループ
新事業・食品産業部 新事業・国際グループ

目次

はじめに

(参考)「カーボンフットプリントガイドライン」と本算定ガイドとの対応表

1 総則

- 1-1 本 CFP 算定ガイドの目的と基本方針
- 1-2 本 CFP 算定ガイドの適用範囲
- 1-3 参照ガイドライン・規格・ルール
- 1-4 対象とする温室効果ガス (GHG)

2 算定対象

- 2-0 算定目的
- 2-1 算定対象の粒度
- 2-2 有効期限
- 2-3 算定単位
- 2-4 製品の構成要素
- 2-5 ライフサイクルステージ
- 2-6 対象プロセス
- 2-7 カットオフ基準・対象

3 データ収集方針

- 3-1 1次データの収集
- 3-2 1次データの要求品質
- 3-3 2次データの収集
- 3-4 2次データの要求品質

4 算定方法

- 4-1 プロセスの配分ルール
- 4-2 シナリオ

5 算定報告書

- 5-1 算定報告書の作成
- 5-2 算定報告書の記載内容

(参考)

本算定ガイドは、環境省/経済産業省の公表する「カーボンフットプリントガイドライン」（2023年5月 経済産業省、環境省 ※以下同）に記載されている基礎要件の各義務的要求事項に対して、下記の対応表の通りとなる。なお本算定ガイドは他社製品との比較を想定していないため、「カーボンフットプリントガイドライン」に記載されている各要求事項（比較されることが想定される場合）には対応していない。CFP 算定の全体像及び詳細については「カーボンフットプリントガイドライン」を参照されたい。

凡例

記載あり	本算定ガイドで、「カーボンフットプリントガイドライン」の項目に係る記載があり、基礎要件における全ての義務的事項と推奨事項を記載している。
一部記載あり	本算定ガイドで、「カーボンフットプリントガイドライン」の項目に係る記載があるが、基礎要件における義務的事項又は推奨事項を1つ以上記載していない又は全て記載しているが記載内容の一部が一致していない。
記載なし	本算定ガイドでは「カーボンフットプリントガイドライン」の項目に係る記載がない。

■「カーボンフットプリントガイドライン」と本算定ガイドとの対応表

カーボンフットプリントガイドライン（2023年5月 経済産業省、環境省） 第2部 CFPに関する取組指針				本算定ガイドにおける記載		
STEP	各STEPにおける項目		該当 ページ数	対応関係	項目番号	
Step 0 CFP 算定の原則			17	一部記載あり	2-2,2-5,2-7,3-1,3-2,3-3	
Step 1 算定方針の検討	ア. 目的の明確化		19	記載あり	2-0	
	イ. 算定方法の具体化	① 製品別算定ルール準拠の要否	20	記載なし		
		② 製品別算定ルールの作成	21-23	記載なし		
		③ 算定対象とする製品の粒度、算定頻度	24	一部記載あり	2-1,2-2	
		④ 対象となる温室効果ガス	25	一部記載あり	1-4	
		⑤ CFPの経時比較	26	記載なし		
Step 2 算定範囲の設定	ア. バウンダリ ーの設定	① 算定単位	28-29	一部記載あり	2-3	
		② ライフサイクルステージとプロセス	30-32	一部記載あり	2-5,2-6	
		③ データ収集期間（時間的バウンダリー）	33	一部記載あり	3-2	
	イ. カットオフ基準の検討		34	一部記載あり	2-7	
	ウ. 個別に考慮が必要な事項	① リユース・リサイクル	35-36	記載なし		
		② マスバランス方式	37	記載なし		
		③ バイオマス由来炭素	38-39	記載なし		
④ 土地利用		40	記載なし			
		⑤ 土地利用変化	41	記載なし		
Step 3 CFPの算定	ア. データ収集	① データの収集	I. 1次データと2次データ	44-49	一部記載あり	3-1,3-2,3-3

		II. サプライヤへのデータ提供依頼と下請法等との関係	50	記載なし		
		III. データの品質	51	一部記載あり	3-2	
		IV. 配分の回避	52	一部記載あり	4-1	
		V. 配分する場合の計算方法	53-55	記載あり	4-1,4-2	
		VI. エネルギーの使用	56-57	記載なし		
	イ. 計算	① 再エネ証書等	58-62	記載なし		
		② CO2 以外の GHG の CO2 換算	63-64	記載なし		
	ウ. 算定結果の解釈		65	記載なし		
Step 4 検証・報告	ア. 検証	① 検証の要否及び主体 (内部検証/第三者検証)	67	記載なし		
		② 検証者の適格性	68	記載なし		
		③ 検証実施上の留意事項	I. 検証の水準及び手法	69-70	記載なし	
			II. 1次データの検証	71-72	記載なし	
	イ. 報告	① CFP 算定報告書	73	一部記載あり	5-1,5-2	
		② 報告する GHG の数値	74	記載なし		
		③ GHG の数値以外の報告項目	75	記載なし		
		④ 算定者の意図に反して他社製品との比較に用いられることの防止	76	記載なし		
		ウ. カーボンオフセット		77-78	記載なし	
		エ. 継続的な取組の重要性		79	記載なし	

(対応表 ここまで)

<p>1 総則</p>	<p>1-1 本 CFP 算定ガイド の目的と 基本方針</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>このガイドにより、幅広い国内プレイヤーが、加工食品の温室効果ガス（GHG）排出量を算定し、ホットスポットを特定すること等により、排出削減を目指す。</u> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>加工食品共通のなるべく低コストかつシンプルな算定アプローチ（ゆるやかな1つのものさし）とする。</u> ● <u>このガイドは、分かりやすさの観点から加工食品メーカーの視点で表現する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 例えば小売・流通事業者が CFP を算定する場合でも、加工食品メーカーによる生産プロセスは「原材料調達段階」ではなく「生産段階」とする。 ● このガイドは、他社製品との比較を想定していない。 <p>【製品別又は詳細ルールとの関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品業界における 1 つ以上の製品カテゴリの CFP を算定するための特定のルール、要件及びガイドラインのセットを「製品別算定ルール(2 層)」と定義する。 ● 食品業界における 1 つ以上の製品カテゴリについて、それら製品カテゴリのライフサイクル中の一部のプロセスについて CFP を算定するための特定のルール、要件及びガイドラインのセットを「詳細ルール(3 層)」と定義する。 ● 以下の全ての条件を満たす製品別算定ルール(2 層)は、算定に利用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本算定ガイド[1-3]に列挙したガイドライン、規格、ルールを参照していること。 ➢ 他社製品と比較することが想定される場合、カーボンフットプリントガイドライン（経済産業省、環境省）に準拠していること（基礎要件及び比較されることが想定される場合の最低要件を満たしていること）。 ➢ 本算定ガイドの記述とかい離しない、又は、製品若しくはライフサイクルの特性に照らして必要な最小限のかい離にとどまること。 ➢ 当該製品に関する利害関係者と協議を適切に実施することができる者によって、LCA 分野における専門的見地を踏まえて作成されたものであること。 ● 以下の全ての条件を満たす詳細ルール(3 層)は、算定に利用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本算定ガイド[1-3]に列挙したガイドライン、規格、ルールを参照していること。 ➢ 他社製品と比較することが想定される場合、カーボンフットプリントガイドライン（経済産業省、環境省）に準拠していること（基礎要件及び比較されることが想定される場合の最低要件を満たしていること）。 ➢ 製品別算定ルール(2 層)がある場合は、その記述とかい離しない、又は、製品若しくはライフサイクルの特性に照らして必要な最小限のかい離にとどまること。 ➢ 当該製品に関する利害関係者と協議を適切に実施することができる者によって、LCA 分野における専門的見地を踏まえて作成されたものであること。
	<p>1-2 本 CFP 算定ガイド の適用範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>加工食品全般を対象とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加工食品とは、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）別表第一に規定されている以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 農産加工食品 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1 麦類 2 粉類 3 でん粉 4 野菜加工品 5 果実加工品 6 茶、コーヒー及びココアの調整品 7 香辛料 8めん・パン類 9 穀

		<p>類加工品 10 菓子類 11 豆類の調整品 12 砂糖類 13 その他の農産加工食品</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 畜産加工食品 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 14 食肉製品 15 酪農製品 16 加工卵製品 17 その他の畜産加工食品 ◇ 水産加工食品 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 18 加工魚介類 19 加工海藻類 20 その他の水産加工食品 ◇ その他の加工食品 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 21 調味料及びスープ 22 食用油脂 23 調理食品 24 その他の加工食品 25 飲料等（含む酒類）
	1-3 参照ガイドライン・規格・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● このガイドは以下を参照している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ カーボンフットプリントガイドライン（経済産業省、環境省） ➢ ISO14067:2018¹等の ISO 規格 ➢ GHG Protocol product standard
	1-4 対象とする GHG	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>[3-3]に規定する2次データベース等において包含されている GHG を対象とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書（AR6）に記載されている100年の地球温暖化係数（GWP）を用いることとする。 ➢ ただし、既存のデータベースの値については、必ずしも最新の IPCC の GWP 値ではない場合もあるため、やむを得ない際は最新のものをいなくてもよい。
2 算定対象	2-0 算定目的	<ul style="list-style-type: none"> ● CFP の算定を実施する際は、どのような目的で、誰に向けた CFP を算定するのかを明確にした上で、算定報告書に記載すること。またその上で、その用途を踏まえ、どの程度の客観性や正確性を狙った CFP 算定とするか、判断すること。
	2-1 算定対象の粒度	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>CFP の算定は SKU（Stock keeping Unit）単位を原則とする。販売製品の重量が異なるものは原則として別 SKU としてこのガイドでは扱う。</u> ● SKU が異なる製品同士であっても、製品の類似性が認められる場合は、CFP 算定実務の効率化や普及促進の観点から、算定時に以下の方法を選択してもよい。ただし、主たる原材料が異なる等の場合には、類似性は認められない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品同士の仕様の差異が、CFP の算定の観点で合理的に判断して無視できる程度の場合は、同一の製品単位とみなしてもよい。 （例：同一シリーズの清涼飲料であって、添加するフレーバーのみ「みかん味」と「りんご味」で異なる場合） ※ 仕様の差異により、算定される CFP の数値の差異が±5%以内であることが明らかと推定される場合に限る 2. 製品の CFP 算定の一部又は全部において共通の算定ロジックが用いられる場合は、その算定ロジックを製品同士で援用してもよい。 （例：中身重量 200g の調味料の算定において、中身重量 100g の調味料を算定した際に用いた原材料調達や生産等における数値の一部を単純に2倍することが合理的に認められる場合）

¹ その他参照している ISO 規格については別冊の Q&A に記載あり。

		※ 通常通り CFP 算定を実施する場合と比べた際の差異が±5%以内であることが明らかと推定される場合に限る
2-2 有効期限	● 製品特性を踏まえ、必要に応じて期限を設定する。 ➢ ただし、算定値は適切な頻度で更新することが望ましい。 ➢ また、仕様等（原材料の調達先、包装、輸送手段等）の変更があった場合には再算定に努める。	
2-3 算定単位	● 原則として販売単位（1袋当たり等）とする。 ➢ ただし、製品特性に応じて製品重量単位（100g 当たり等）としてもよい。	
2-4 製品の 構成要素	● 次の要素を含む。 ➢ 加工食品の内容物 ➢ 容器包装（販売時に一体不可分のもの） ➢ 附属品・消耗品（販売時に一体不可分のもの） ※ 加工食品と一体不可分のものとみなされないものは、構成要素に含まれない。 ➢ 加工食品を店舗で購入した際のレジ袋 ➢ 飲食時に消費者が追加的に使用する使い捨てカトラリー等	
2-5 ライフ サイクル ステージ	● 次のライフサイクルステージを対象とする。（Cradle to Grave ² ） ➢ 原材料調達段階 ➢ 生産段階 ➢ 流通・販売段階 ➢ 使用・維持管理段階 ➢ 廃棄・リサイクル段階 ● 事業者向けに材料として販売される中間製品については、Cradle to Gate ³ を算定対象としてもよい。 ● 最終製品であっても代表的な使用用途の特定が困難な場合は、算定目的に応じて Cradle to Grave 又は Cradle to Gate を選択してよい。	
2-6 対象プロセス	● 別表に図示するプロセスを対象とする。 ● 経済価値のある副産物（共製品 ⁴ ）が生じたプロセスのうち、その副産物に対応する部分は算定対象から除外しても差し支えない ● 経済価値のある副産物の例 ➢ 製造工程中で規格外品又は端物として選別、除外された有価物 ➢ 製造工程中で発生した不可食部などの不要物のうち、飼料など他の用途のために利用される有価物 ⁵	

² ライフサイクルステージ全体（原材料調達から廃棄・リサイクルまでの範囲）を指す。

³ 原材料調達、生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクルで構成されるライフサイクルステージのうち、原材料調達を起点として、販売までのいずれかの段階までの範囲を指す。

⁴ 共製品とは、プロセス又は製品システムからもたらされる副産物のうち、配分の対象となるものを言う。

⁵ 「製造工程中で発生した不可食部などの不要物のうち、飼料など他の用途のために利用される有価物」の例については別冊の Q&A に記載あり。

		<ul style="list-style-type: none"> ● いずれの場合も、バウンダリー内の算定対象と明確に区別されている場合は、[4-1]配分の考え方を参照して算定する
	2-7 カットオフ 基準・対象	<ul style="list-style-type: none"> ● カットオフ⁶は可能な限り回避する。 ● やむを得ずカットオフする場合には、カットオフ対象のプロセスの GHG 排出量合計が、重量比又は GHG 総排出量比で判断して、ライフサイクル全体の GHG 総排出量の 5%以内に収まることを目安として実施する。 ※ 重量比の判断は、[2-4]に規定する製品の構成要素（加工食品の内容物（原材料）、容器包装、附属品・消耗品）の合計重量に対するものとする。 ※ 重量比で判断する場合には、カットオフ対象の排出係数が極端に大きくないか（目安として他原材料の 100 倍）も併せて確認し、排出係数が大きい場合には、重量が軽くても算定対象とすることに努める。 ● なお、カットオフした場合にはそのプロセスを明記しなければならない。
3 デ ー タ 収 集 方 針	3-1 1次データの 収集	<ul style="list-style-type: none"> ● [2-6]で規定する各プロセスで収集するデータについては、1次データ⁷の収集に努める⁸。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 活動量（原材料の重量、使用エネルギー量など）は、1次データ収集に努めるが、自社の管理外のプロセス等において1次データの収集が難しい場合には2次データを利用する。 ➢ 排出係数（単位当たりの GHG 排出量）は、1次データ収集に努めるが、難しい場合には2次データを利用する。
	3-2 1次データの 要求品質	<ul style="list-style-type: none"> ● 【時間的範囲】 季節変動を平準化するため、直近1年間（12ヶ月）のデータを収集することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ただし、合理的に説明できる場合は、それより短い期間も許容。逆に、長期的な平準化が必要な場合は12か月を超えて収集すること。 ➢ 例えば次のような場合には、長期的な平準化をすることが適切であり、恣意的に短いデータ収集期間を選択すべきではない <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気象変化等の影響を受けやすく、年によって収量や肥料の使用量が変動しやすい原材料を使用する場合 ➢ 原材料について調達先の変更が不規則かつ恒常的に発生している場合 ➢ 消費者の嗜好の変容など、消費トレンドの影響を受けやすく、流通量の変動に応じて流通の様相が年ごとに異なる場合

⁶ 特定のプロセスについて、設定した算定対象に含まれるにもかかわらず、CFPの算定対象から除外すること（参考：CFPガイドライン p34）

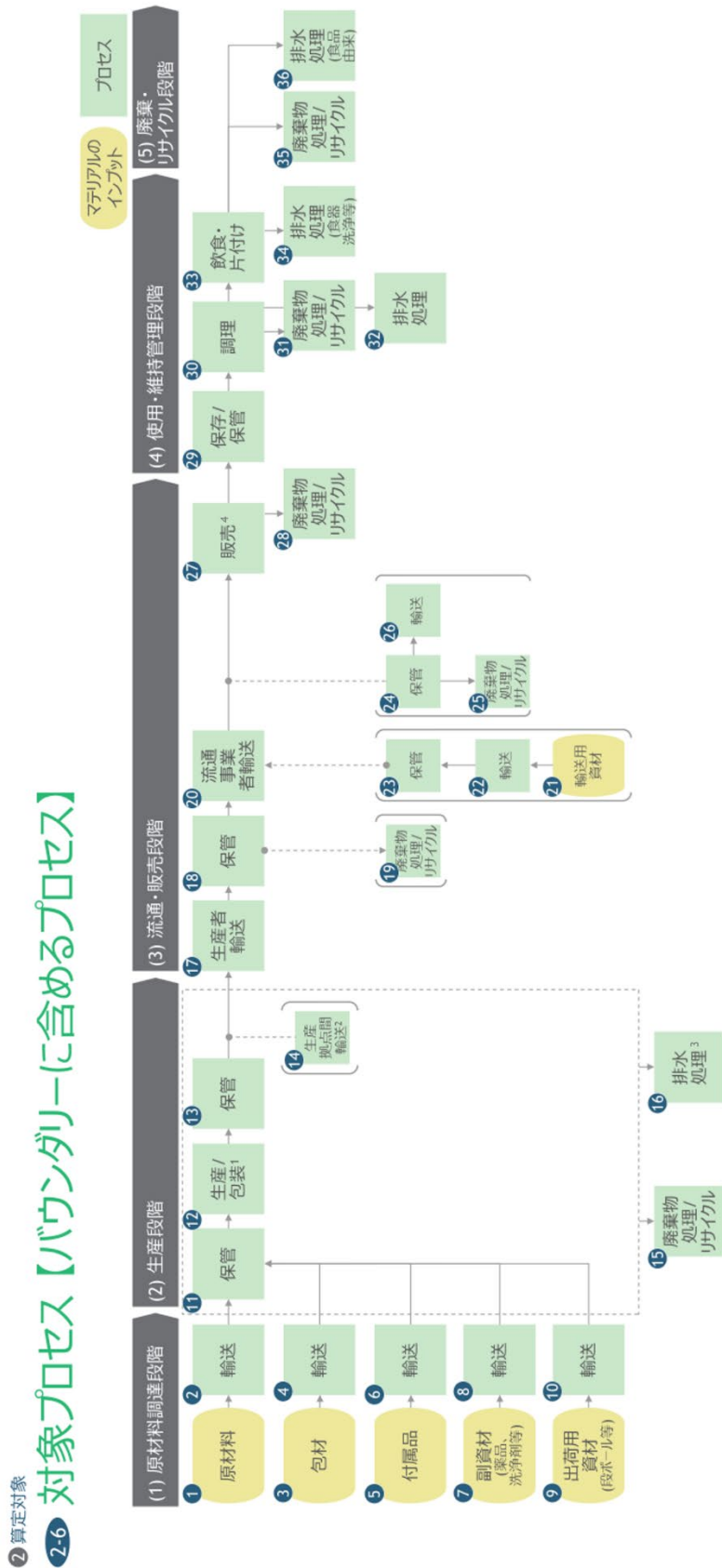
⁷ 1次データとは、製品システム内で実際に収集されたデータに基づく計算から得られるプロセス、活動、排出係数の定量化された値を指す。ここでいう1次データには、温室効果ガス簡易算定シート（農林水産省）における算定値を含む。2次データとは、1次データの要件を満たさないデータを指す。

⁸ ISO14067:2018では1次データの収集を原則（実務上不可能な場合や重要度の低いプロセスに限り2次データを使用）とし、また、CFPガイドラインでは、自社管理下か否か、および、活動量と排出係数に分けて整理したうえで、1次データの収集を原則、または、望ましいものとして規定している（参考：CFPガイドライン p44-49）

		<ul style="list-style-type: none"> ● 【地理的範囲】 複数の地域や拠点から調達している原材料や、生産している製品については、偏りなくデータを収集することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ただし、全ての地域や工場からデータを収集できない場合は、代表的な地域や工場のデータを調達量や生産量で加重平均とすることも許容。 ● 【技術的範囲】 対象製品の生産に用いられる製造技術や製造法のデータを収集することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ただし、合理的に説明できる場合は、類似製品の製造に用いられる類似の製造技術や製造法のデータも許容。なお製品の類似性の判断は[2-1]に定めるところに準ずる。 ● 【再現性】 算定に用いたロジックやデータを用いて、同じ組織内の他者等が同様の方法で再算定ができるようにすることが望ましい。 ● 上記以外の品質項目（精度・完全性・一貫性等）については、ISO14067:2018を参照のこと。
	<p>3-3 2次データの 収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>ISO14067:2018に記載のデータ品質項目を満たす2次データは算定のために利用することができる。</u> ● 例として、以下について排出係数に係る2次データとして算定のために利用することができる。⁹ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 温室効果ガス簡易算定シート（農林水産省）における標準値 ➢ IDEA ➢ Ecoinvent ➢ サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（環境省 DB） ➢ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（環境省） ➢ Global Logistics Emissions Council Framework for Logistics Emissions Accounting and Reporting における Default Fuel Efficiency and CO2e Intensity Factors ➢ その他、「食品分野の輸入原材料の GHG 排出量算定における排出原単位データベース活用のためのガイダンス」（農林水産省）で紹介されているデータベース ● その他、2次データの使用に適切と考えられる資料（論文等）も2次データとして利用できる。論文から引用したデータなどを2次データとして利用する場合には、その理由を算定報告書に記載する。 ● また、一貫性や恣意性回避の観点で、複数のデータベースを組み合わせる場合は、合理的な理由・根拠を明示すること。（例：利用の優先順位、使い分けのルール等）
	<p>3-4 2次データの 要求品質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● [3-3]に規定する2次データベース等を利用する場合は、可能な限り最新のバージョンを利用しなければならない。

⁹ その他の2次データベースの扱いについては別冊のQ&Aに記載あり。

4 算 定 方 法	4-1 プロセスの 配分ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通のプロセスに複数の製品がアウトプットとして含まれるため、個々のレベルでデータを収集することが困難な場合がある。このような場合、プロセスからの総排出量を複数の製品ごとに分割する必要があり、これを配分と呼ぶ。 ● 個別の製品に関する活動量が直接把握できない場合に限り、複数の製品に配分を行うこととするが、その際には一貫性がある、各プロセスの特性を適切に表している、等により恣意的ではない配分とする。 ● 配分を実施する場合には以下の基準を順に採用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 物理的指標（重量、個数、面積、体積、発熱量、稼働時間等） ➢ 上記以外の基準（経済価値等） <p>※ ただし物理的指標による配分が困難又は実態に即していない場合に限る</p>
	4-2 シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動量の 1 次データの取得が困難なプロセスについては、【別冊】共通シナリオを利用することができる。 ● 共通シナリオは部分的に利用することもできる。例えば共通シナリオからは計算式だけを採用して、代入するパラメータ値はより実態に合ったものを独自で選択することも許容される。
5 算 定 報 告 書	5-1 算定報告書 の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 本算定ガイドを利用して算定を行う場合は、算定報告書を作成し保管すること。 ● 算定報告書は算定目的に応じて、公表又は非公表の扱いを決定すること。
	5-2 算定報告書 の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ● CFP 算定報告書には少なくとも、以下の情報を含めることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> A) 算定単位（本算定ガイド[2-3]参照） B) 算定対象としたライフサイクルステージ（本算定ガイド[2-5]参照） C) 算定対象としたプロセス（本算定ガイド[2-6]参照） D) 使用した二次データベースの名称とバージョン（本算定ガイド[3-3]及び[3-4]参照） E) 対象とした GHG の一覧（本算定ガイド[1-4]参照） F) 選択された地球温暖化係数（本算定ガイド[1-4]参照） G) カットオフした対象及びその理由（本算定ガイド[2-7]参照） H) 配分を実施した場合はその方法（本算定ガイド[4-1]参照） I) 電力の取扱い、計算方法に関して注記すべき事項があれば、その事項（本算定ガイド[3-1]及び[3-2]参照） J) 算定全体のうち、金額や経済価値に基づいて計算した部分（本算定ガイド[3-1]、[3-2]、[3-3]、[4-1]及び[4-2]参照） K) 使用したシナリオ（本算定ガイド[4-2]参照） L) CFP の算定対象とした期間、データ収集期間（本算定ガイド[3-2]参照） M) データ収集対象とした地理的範囲に関して注記すべき事項があれば、その事項（本算定ガイド[3-2]参照） N) 参照した製品別算定ルール(2 層)、詳細ルール(3 層)、又はその他の要件（本算定ガイド[1-1]参照） O) 他社製品との比較を想定していない場合はその旨（本算定ガイド[1-1]参照）



上記のプロロー図は、これらのプロセスがバウンダリーに含まれることを表す。データ収集方法により、上記以外のプロセスが算定対象に含まれる（CFPが大きくなる）ことは問題ない。

1. ⑫(生産)には、エネルギーのほか、上水や工業用水の投入も含む。なお、加工食品の内容物に含まれる水（純水）は、原材料に含まれる。
2. ⑭(生産拠点間輸送)には、自社内で原材料を製造して別工場で生産する場合の輸送も含む。
3. ⑯(排水処理)は、施設内排水処理、下水処理などを指す。
4. ⑰(販売)は、宅配事業等の形態に応じて、⑰生産者輸送の前後に位置づけられることもある。

② 算定対象

2-6 (参考) 対象プロセスに紐づいて収集する活動量データの例

ライフサイクル ステージ	原材料	対象プロセス	収集する活動量データ例	ライフサイクル ステージ	対象プロセス	収集する活動量データ例
原材料 調達	原材料	① 原材料	原材料の投入量	流通・ 販売 段階	生産者 輸送	⑰ 生産者輸送 生産者輸送の輸送量・距離
	包材	② 輸送	原材料の輸送量・距離		⑱ 保管(生産者側)	物流拠点保管に係るエネルギー使用量
		③ 包材	包材の投入量		⑲ 廃棄物処理(生産者側保管)	物流拠点保管に係る廃棄物等の輸送量・距離
		④ 輸送	包材の輸送量・距離		⑳ 流通事業者輸送	流通事業者輸送の輸送量・距離
		⑤ 付属品	付属品の投入量		㉑ 流通事業者の輸送用資材	流通事業者の輸送用資材の投入量
	付属品	⑥ 輸送	付属品の輸送量・距離		㉒ 流通事業者の輸送用資材の輸送	流通事業者の輸送用資材の輸送量・距離
		⑦ 副資材(薬品、洗浄剤等)	副資材の投入量		㉓ 流通事業者の輸送用資材保管	流通事業者の輸送用資材の保管に係るエネルギー使用量
	出荷用 資材	⑧ 輸送	副資材の輸送量・距離		㉔ 保管(流通事業者側)	流通事業者の倉庫保管に係るエネルギー使用量
		⑨ 出荷用資材(ピボ-ル等)	出荷用資材の投入量		㉕ 廃棄物処理(流通事業者側保管)	倉庫保管に係る廃棄物等の輸送量・距離
		⑩ 輸送	出荷用資材の輸送量・距離		㉖ 輸送(卸・小売店舗間等)	小売店舗等への輸送の輸送量・距離
		⑪ 原材料等保管	原材料等の保管に係るエネルギー使用量		㉗ 販売	販売に係るエネルギー使用量
	生産 段階	⑫ 生産/包装	生産/包装に係る水・エネルギー使用量		㉘ 廃棄物処理(小売店舗等)	小売店舗等に係る廃棄物処理に係る輸送量・距離
		⑬ 生産後保管	生産後出荷前の保管に係るエネルギー使用量		㉙ 消費者の保存・保管	消費者の保存・保管に係るエネルギー使用量
		⑭ 生産拠点間輸送	生産拠点間の輸送量・距離		㉚ 調理	調理に係るエネルギー使用量
		⑮ 廃棄物処理(生産)	生産/包装に係る廃棄物等の輸送量・距離		㉛ 廃棄物処理(調理)	調理に係る廃棄物等の輸送量・距離
	廃棄・ ライフサイクル段階	⑯ 排水処理(生産)	生産/包装に係る下水道等への排水量		㉜ 排水処理(調理)	調理に係る下水道等への排水量
⑰ 排水処理(生産)		敷地内排水処理にかかるエネルギー使用量	㉝ 飲食・片付け	飲食・片付けに係るエネルギー使用量		
			㉞ 排水処理(食器洗浄等)	飲食・片付けに係る下水道等への排水量		
			㉟ 廃棄物処理	廃棄物等の輸送量・距離		
			㊱ ライフサイクル段階	㊲ 排水処理(食品由来)	下水道等への排水量	

注) 各廃棄物処理にはライフサイクルの場合も含む。その場合に収集する活動量データ例としては、ライフサイクルされるものの輸送量・距離等

② 算定対象

2-6 参考) 対象外として良いプロセス【バウンダリー外】

以下のプロセスについては、バウンダリー外として算定対象から除外しても差し支えない

分類

該当する項目の例

製品ライフ
サイクルに
直接関係
しない

資本財の製造・調達



- 原材料やエネルギーの投入に直接関連付けられない工場の建設
- 生産段階で使用される設備の製造・調達
- 店舗で使用される什器や冷凍/冷蔵ショーケースの製造・調達

間接部門の活動



- 事務部門の活動
- 管理部門の活動
- 研究開発部門の活動

製品ライフサイクル上で投入されるが、
加工食品と一体不可分ではない
副資材等



- 販売時の副資材 (店舗で購入した際のレジ袋 等)
- 調理時の副資材 (追加食材 等)
- 飲食時の副資材 (消費者が追加的に使用する使い捨てカトラリー 等)

注) データ収集方法により、上記のプロセスが算定結果に含まれる (CFPが大きくなる) ことは問題ない